

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】沖縄県土木建築部

令和6年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工事名 :
- (2) 工事場所 :
- (3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (m ²)	用途区分 消防法施行令別表第一
万国津梁館		—	—
受水槽室	—	—	—
浄化槽室	—	—	—
計			

(注: 延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目(○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	受水槽室	浄化槽室	屋内
空気調和設備			
換気設備			
排煙設備			
自動制御設備			
衛生器具設備			
給水設備	○ 更新(ポンプ)	○ 更新(ポンプ)	
排水設備			
給湯設備			
消火設備			
ガス設備			
厨房機器設備			
浄化槽設備			
エレベーター設備			
小荷物専用昇降機設備			
エスカレーター設備			
撤去工事			
発生材処理			
軽微な電気設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和6年7月1日時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和6年3月1日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和4年版)(以下「標準図」という。)による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
 イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
 ウ 項目に記載の()内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力をを行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対応するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工事に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいふ。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額 ÷ 元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するよう努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は荷物積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に際しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アから力のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承認を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以下「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】
<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】
<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

工事名称	万国津梁館加圧ポンプ更新工事(R6)	工事年度	令和6年度
工事場所	沖縄県名護市喜瀬1792	図面名称	特記仕様書(機械設備)-1
発注機関	沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課	縮尺	M-01
概要		図面番号	
検印	管理建築士	設計	製図
登録番号	設計者	資格者氏名	
所在地	登録者	所在地	

項目		特記事項	
※			
一般共通事項			
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行なう。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。	○ 8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※公共建築工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和6年版)(一般社団法人公共建築協会) ※	○ 9 設計図CADデータの貸与 (1.3.1)	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表ー1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。	○ 10 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合8,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	○ 11 主任技術者等の資格 (1.3.1)	(2) 専任を要しない期間 ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していないなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。
○ 5 工事の余裕期間 (1.2.1)	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択: 発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 一日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式ー1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。 図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	○ 12 監理技術者の兼務(特例監理技術者者の配置) (1.3.2)	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
○ 6 概成工期 (1.2.1)		○ 13 電気保安技術者 (1.3.2)	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。	○ 14 施工条件 (1.3.3)	電気工作物に係る工事を行なう場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。
		○ 15 交通安全管理 (1.3.6)	施工条件は、図示及び以下による。 ()
		○ 16 施工中の環境保全等 (1.3.8)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号) (1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。
(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン			
(3) 発生材の処理等 (1.3.9)			
適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など)			
(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。			
発生材の種類及び処理方法			
引渡しを要するもの			
・ 無			
・ 有(図示)			
特別管理産業廃棄物			
・ 無			
・ 有(図示)			
※現場調査を行う			
(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。			
(3) 建設リサイクルの推進について			
受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。			
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。			
(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。			
ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。			
①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆく材を製造している再資源化施設へ搬出			
②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆく材製造業者へ出荷している施設へ搬出			
(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。			
(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について			
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。			
「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。			
http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html			
なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。			
イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)平成24年3月28日付け土技第1257号」に基づき、適正に処理すること。			
ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)平成25年1月17日付け土技第942号」に基づき、適正に処理すること。			
(7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収をする機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。			
工事名称 万国津梁館加压ポンプ更新工事(R6) 工事年度 令和6年度			
工事場所 沖縄県名護市喜瀬1792 図面名称 特記仕様書(機械設備)-2			
発注機関 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 縮尺 M-02			
概要 図面番号			
管理建築士 設計 製図 名称			
検印 設計者 資格者氏名			
登録番号			
所在地			

別表－1(関連工事との取り合い)

	工事内容	本工事			別途工事	
		機械	電気	建築		
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※		
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※		
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※		・		
	架台、アンカーボルト	※		・		
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※		・		
	補強鉄筋	・		※		
	スリーブの穴埋め	※		・		
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※		・		
	補強鉄筋	・		※		
天井、壁の切り込み	型枠の穴埋め	※		・		
	墨出し	※		・		
	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	・		※		
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※		
インサート	インサート	※		・		
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・		※		
換気扇の取付け	換気扇の取付け	※		・		
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※		・		
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・		※		
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	・		※		
	上記の配線	※		・		
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・		※		
	上記の配線	※		・		
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※		・		
	上記の配管、配線	・		※		
	電気配管	・		・		
自動制御	電気配線	・		・		
	電源供給	・		※		
浄化槽	コンクリート躯体	・		・		
	基礎コンクリート	※		・		
	基礎杭	・		・		
	根切り、埋戻し	※		・		
	残土処理	※		・		
	防護柵	・		・		
	土止め工事	・		・		
	保護砂	・		・		
	湧水処理	・		・		
樋	送風機室(換気用送風機を含む)	・		・		
	操作盤までの1次側電気工事	・		※		
	操作盤以降の2次側電気工事	※		・		
	ルーフドレイン及び立て樋	・		※		
流し類	立て樋接続用埋設横引管	・		※		
	台所流し台、手洗い流し台(SUS人研ぎ共)	・		※		
化粧鏡 カウンター	上記の配管接続	※		・		
	衛生陶器メーカー規格外の物	※		・		
	はめ込洗面器のカウンター	※		・		
身障者用手すり	衛生器具回り	※		・		
	その他手すり	・		・	※	

※配線は接続を含むものとする。

別表－2(管材)

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
給湯管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
通気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ガス管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	

特記事項

※ 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。

※

工事名称	万国津梁館加圧ポンプ更新工事(R6)	工事年度	令和6年度
工事場所	沖縄県名護市喜瀬1792	図面名称	特記仕様書(機械設備)-4
発注機関	沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課	縮尺	
概要		図面番号	M-04
検印	管理建築士 設計 製図 ○ ○ ○	設計者 ○ ○ ○ 登録番号 所在地	名称 資格者氏名 所在地

参考

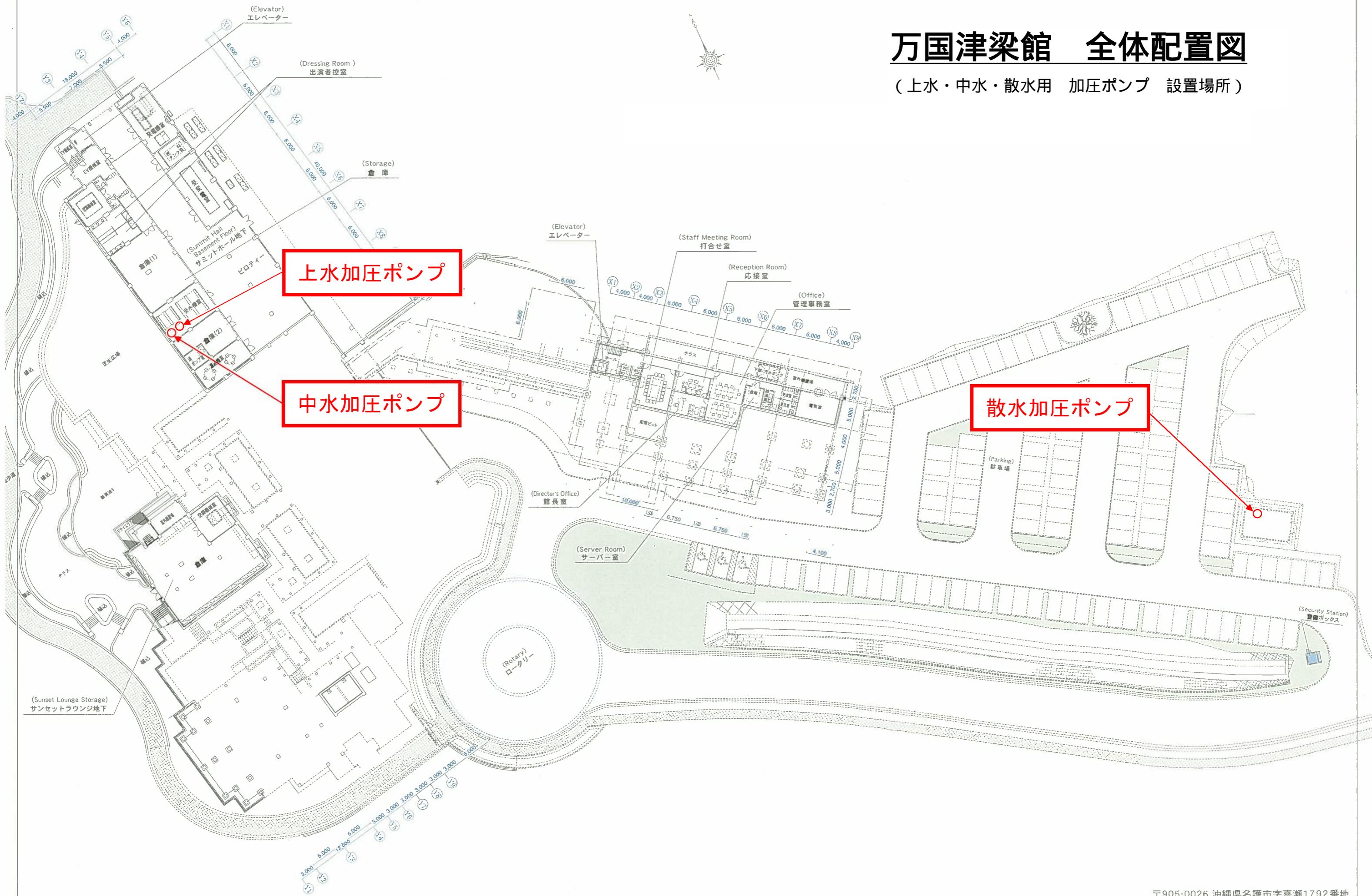
機器一覧表 更新機器

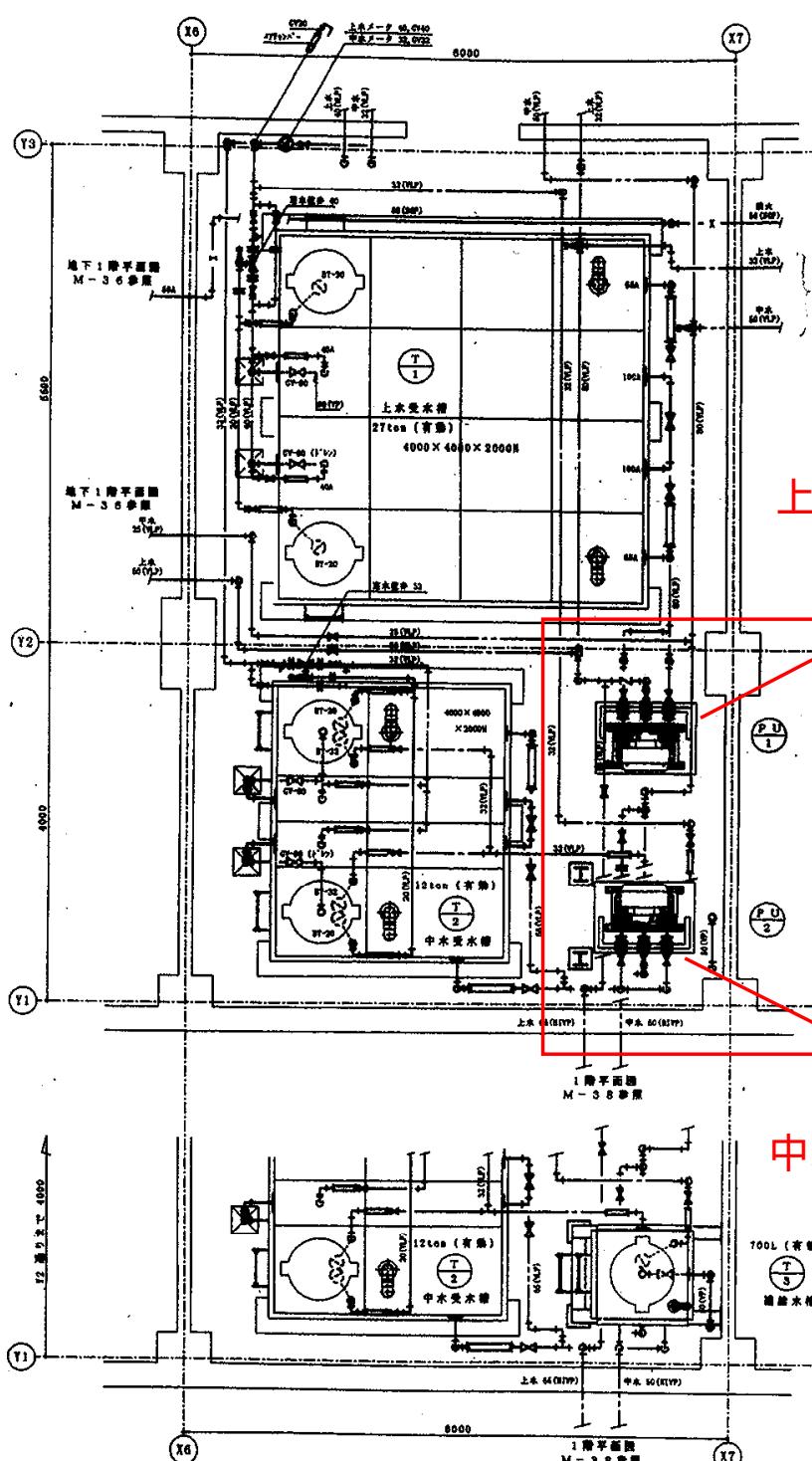
記号	名称	仕様	台数	電気			設置場所		系統名	備考
				φ	V	kw	階	場所		
PU-1	上水用ポンプ	定圧給水ポンプユニット（自動交互並列運転） 32φ × 650L/min × 25m × 0.75kW × 2台、3φ 200V 防振架台共	1	3	200	0.75	地下	サミットホール 地下 受水槽室		
PU-2	中水用ポンプ	定圧給水ポンプユニット（自動交互並列運転） 32φ × 650L/min × 25m × 0.75kW × 2台、3φ 200V 防振架台共	1	3	200	0.75	地下	サミットホール 地下 受水槽室		
PU-3	散水栓ポンプ	定圧給水ポンプユニット（自動交互並列運転） 40φ × 600L/min × 35m × 3.7kW × 2台、3φ 200V 防振架台共	1	3	200	3.7	1	浄化槽室		

工事名称	万国津梁館加圧ポンプ更新工事(R6)	工事年度	令和6年度
工事場所	沖縄県名護市喜瀬1792	図面名称	特記仕様書(機械設備)-4
発注機関	沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課	縮尺	
概要		図面番号	M-04
		設計者	名称
		資格者氏名	
		登録番号	
		所在地	

万国津梁館 全体配置図

(上水・中水・散水用 加圧ポンプ 設置場所)





上水用ポンプ
PU-1

T-1	
定水位弁	40
給水	GV-40 × 4
(一次側)	GV-20 × 2
	PJ-40 × 2
	PJ-20 × 2
	Yat-40
	BT-20 × 2
連絡管	GV-100
給水	GV-65 × 2
(二次側)	PJ-65 × 2
排水	GV-80 × 2
オーバープロ	100 × 2
防虫アミ付き	SUS

PU-1	
給水	GV-65 × 2
(一次側)	PJ-65 × 2
排水	GV-80
(二次側)	PJ-80

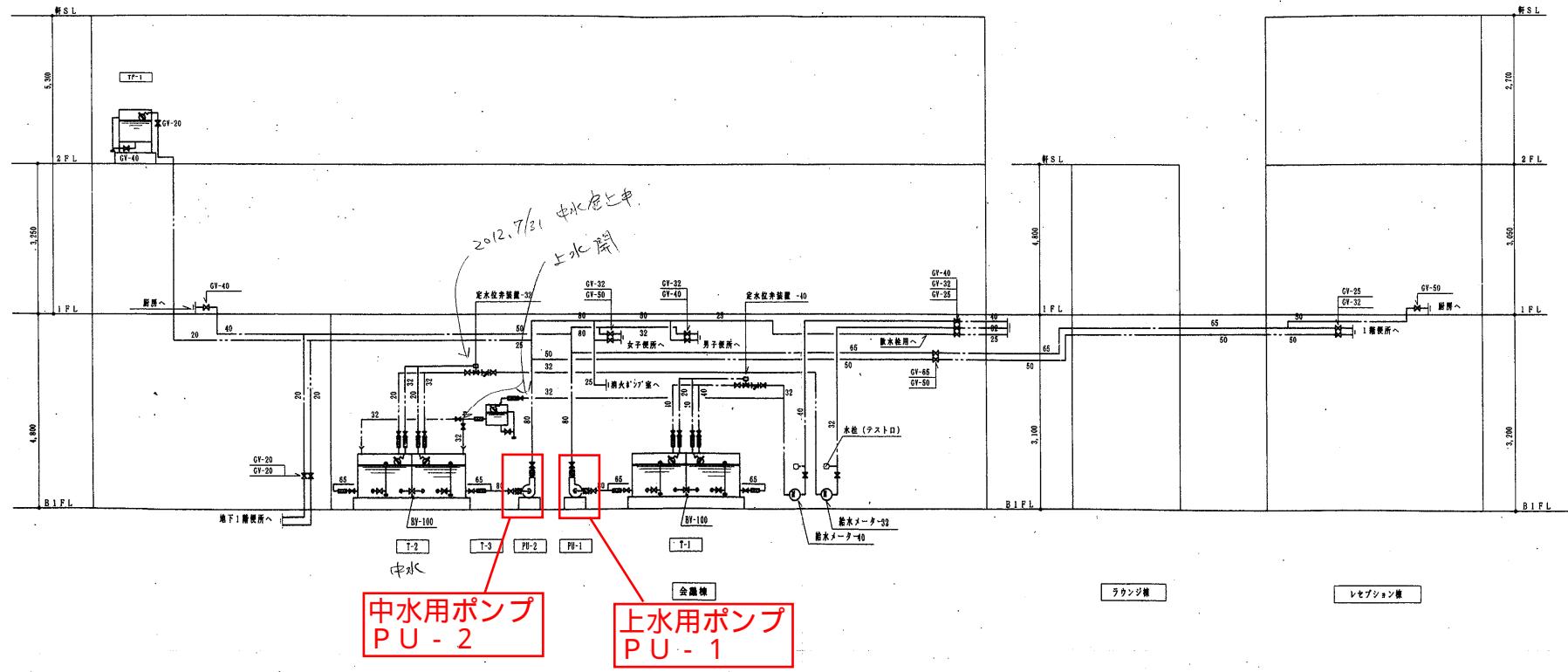
中水用ポンプ
PU-2

T-2	
定水位弁	32
給水	GV-32 × 4
(一次側)	GV-20 × 2
	PJ-32 × 2
	PJ-20 × 2
	Yat-32
	BT-20 × 2
連絡管	GV-100
給水	GV-65 × 2
(二次側)	PJ-65 × 2
排水	GV-80 × 2
オーバープロ	100 × 2
防虫アミ付き	SUS

PU-2	
給水	GV-65 × 2
(一次側)	PJ-65 × 2
排水	GV-80
(二次側)	PJ-80

T-3	
給水	GV-32
(一次側)	PJ-32
	BT-32
排水	GV-32 × 2
(二次側)	PJ-32
排水	GV-40
オーバープロ	60
防虫アミ付き	SUS

記号	名前	備考
— — —	給水管	
— — —	給水管	雨水系統
— — —	污水排水管	
— — —	通気管	
— — —	給水器	
X	消火栓	
G	ガス管	
← — — —	通気管物	V C (アルミ屋)
(①)	リモコンスイッチ	高機能用
(②)	ガス配管警報器	L P G 用



99N-013 -036

万国津梁館・(上水・中水)加圧ポンプ

- ・(上水・中水)加圧ポンプはサミットホール地下の受水槽室内に設置してます。

上水加圧ポンプ(本体)



上水加圧ポンプ(防振架台)



上水加圧ポンプ(プレート)



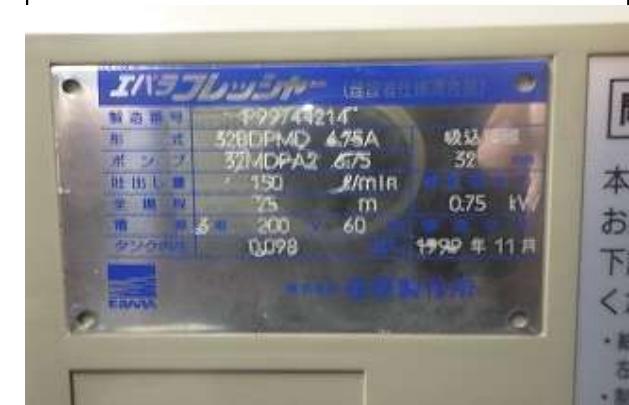
中水加圧ポンプ(本体)



中水加圧ポンプ(防振架台)



中水加圧ポンプ(プレート)



万国津梁館・散水加圧ポンプ

・散水加圧ポンプは警備BOX入口より入り正面に浄化槽室があります。

警備BOX入口



浄化槽室



浄化槽室内



散水加圧ポンプ(本体)



散水加圧ポンプ(防振架台)



散水加圧ポンプ(プレート)

